

令和7年度 田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業実施要領に基づき、令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業を実施する土地改良区、水利組合等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費、補助事業者及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を所轄する農林事務所長(以下「所長」)に提出しなければならない。

2 補助申請者は、前項の申請書を提出するにあたって、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第4条 規則第7条の規定により所長が補助申請者に対して行う通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 所長は、交付決定の通知を行った場合は、速やかに知事に対し、前項にて補助申請者に通知した補助金交付決定通知書の写しを提出するものとする。

(申請の取り下げ期間)

第5条 規則第8条の知事が定める期日は、補助申請者が前条に規定する交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業

に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、事業量のみの20パーセントを超えない増減についてはこの限りでない。

（補助事業の中止等）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により所長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは速やかに書面により所長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、令和8年1月末時点の進捗状況について、令和8年2月13日までに、速やかに事業遂行状況報告書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

（概算払）

第9条 所長は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第5号）を所長に提出するものとする。

（事業完了延期の届）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、事業完了延期報告書（様式第6号）により速やかに所長へ報告して承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は、令和8年3月13日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7号）を所長に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に概算払精算書及び概算払精算内訳書（茨城県財務規則第274条の規定に基づく帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号、103号）及び補助事業に係る契約書又は領収書等を併せて提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、第3条第2項ただし書きに規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、第3条第2項ただし書きに規定する事業主体に係る部分における消費税の申告により当該補助金に係る消費

税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（検査及び補助金の額の確定）

第12条 所長は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかに確認検査（書類検査又は必要性を感じた場合は現地調査）を実施し、検査に合格した場合は、規則第14条の規定により所長が補助事業者に対して行う補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第20条第1項第2号に規定する知事の指定するものは、機械及び重要な器具並びに同項第3号に規定する知事の定める1件の所得金額50万円以上のものとする。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間内において前項の財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合はこの限りではない。

（証拠書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

付則 この要項は令和7年4月1日から施行する。

付則 この要項は令和7年5月22日から施行する。

（別表）

補助対象事業	補助対象経費	補助事業者	補助率
1 令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○水田の排水口に田んぼダム用の落水柵を設置する経費 ○水田の貯留効果を発現させるために必要な畦畔の補強等に必要な経費 ○田んぼダムの効果検証に必要な水位計等の設置に必要な経費 ○その他、所長が特に必要と認めたものに係る経費 	土地改良区、水利組合等	補助対象経費の10/10とする。

(様式第 1 号)

記号第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所在地
補助事業者名
代表者

令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付申請書

令和 7 年度において下記のとおり事業を実施したいので、令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付要項第 3 条第 1 項の規定により補助金 _____ 円の交付を申請します。

記

1 事業の内容

事業名	事業内容	事業量	事業費	備考
令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業	落水柵の設置	個	円	
	畦畔補強	m	円	
	効果検証	式	円	
	設計	式	円	

※ 実施地区毎に作成すること

2 経費の配分及び負担区分

事業区分	総事業費	負担区分			備考
		国費	その他		
令和7年度田んぼ ダム促進緊急対策 事業	円	円	円	円	

※ 備考欄には消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 事業完了予定（事業完了）年月日

令和 年 月 日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	比較増減		備考
		増	減	
補助金	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	比較増減		備考
		増	減	
	円	円	円	
計				

5 補助金の受領方法（次のいずれかに○印をつけること）

- (1) 直接払い
- (2) 隔地払
- (3) 口座振替払

払 込 先 銀 行 名	銀 行
	支店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 3 その他() 口座番号
(フリガナ) 口座名義	

6 添付書類

- ・ 田んぼダム取組位置図（電気料金の削減を図る場合には、ポンプ場（用水・排水機場）の位置及びその受益地も位置図に記載すること）
- ・ 効果検証機器の設置位置図
- ・ 過去3年間のポンプ場（用水・排水機場）の電気料金又は当該地域の主たる経営体の施肥量及び肥料代の負担資料
- ・ 実績報告にあたっては、請求書、領収書などの支出の分かる書類の写し及び田んぼダム用の落水柵や効果検証用の水位計等の設置状況が分かる写真等
- ・ その他所長が必要と認めるもの

(様式第2号)

記号第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県〇〇農林事務所長

令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金の額

ただし、事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円也
補助金の額	金	円也

2 補助事業の内容、経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、申請書に記載されたとおりとする。

3 補助条件は、次のとおりとする。

(注) 必要に応じて、適宜追加及び削除すること

【補助条件】

- 1 補助事業者は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年規則第67号）の規定に従わなければならない。
- 2 当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整理保存しなければならない。
ただし、当該事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別に定める財産管理台帳及びそのほか関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 当該事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図り、知事が別に定める期間内において、これを補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
なお、当該期間内に承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の一部を知事に納付させることがある。
- 4 補助事業者は、当該補助事業が完了し又は中止若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事材料その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 5 補助事業者は、受益地の全部又は一部が当該事業につき工事完了の日が示されたときは、その示された日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等の理由により知事が別に定める場合を除き、補助金のうち同表10アール当たり補助金額の欄に掲げる金額〔補助金の額が変更された場合、補助金の確定額が1の補助金の額（変更された場合には、変更された額とする。）より低い場合又は受益地の面積が変更された場合には、別に通知する金額〕に受益地のうち農地でなくなったものの面積に相当する数を乗じて得た金額（知事がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた額）に相当する部分を知事に返還しなければならない。
- 6 県の交付決定後に、申請者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものと判明したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(様式第3号)

記号第 号
令和 年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所在地
補助事業者名
代表者

令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金について下記のとおり変更したいので、令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付要項第6条の規定により申請します。

記

様式第1号の記に準じて作成し、「変更の理由」を追加記載し、変更のある部分は2段書きとし、変更前の内容を（ ）書きで上段に記載する。

(様式第4号)

記号第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所在地
補助事業者名
代表者

令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業遂行状況報告書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日付け 第 ____ 号で交付決定通知のあった令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業について、令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付要項第8条の規定により、事業遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	計画事業費 (A)	出来高 (月 日現在) (B)	進捗率 (B)/(A)	備 考
	円	円	%	
計				

- ※ 事業実施地区毎に整理すること
- ※ 令和8年1月末時点

(様式第5号)

記号第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所在地
補助事業者名
代表者

令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業概算払申請書

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号で交付決定通知のあった令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業について、令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付要項第9条第2項の規定により下記のとおり概算払を申請します。

記

1 申請理由

2 申請額 金 円

区 分	計画事業費 (A)	出来高 (月 日現在) (B)	進捗率 (B)/(A)	概算交付 要望	備 考
	円	円	%	円	
計					

注1) 概算払申請額は、事業費×90%以内とする。

注2) 補助事業に要する経費の月別所要見込額を記載した書面を添付すること。

(様式第 6 号)

記号第 号
令和 年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所在地
補助事業者名
代表者

事業完了延期報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業について、年度内の事業完了が困難となったので、施工期間の延長を承認されたく、令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付要項第 10 条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

- 1 変更前の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 2 変更後の完了予定年月日 令和 年 月 日
- 3 完了が困難な理由
- 4 添付資料

(様式第 7 号)

記号第 号
令和 年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所在地
補助事業者名
代表者

令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付要項第 11 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

記

様式第 1 号の記に準じて作成し、補助金交付申請書と異なる部分については 2 段書きとし、申請書の内容を（ ）書きで上段に記載する。

(様式第 8 号)

記号第 号
令和 年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所在地
補助事業者名
代表者

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知があった令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業について、令和 7 年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金交付要項第 11 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 茨城県補助金等交付規則第 14 条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る
消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(= 3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第9号)

記号第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県〇〇農林事務所長

令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和7年度田んぼダム促進緊急対策事業補助金については、茨城県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円